○中部地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
十九号	多治見市山吹町一丁目八七番三から同市山吹町一丁目八一番一まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月三十日

○中部地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	縦覧場所
四十一号	飛騨市古川町数河鍾宇細江洞三二二番三六まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所
	一四から同市古川町十九番一	

供用開始の期日　平成二十三年十一月三十日

○近畿地方整備局告示第二百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年十一月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１　起業者の名称　滋賀県

第２　事業の種類　一級河川淀川水系蛇砂川改修工事（滋賀県近江八幡市浅小井町字川東地内から同市浅小井町字五郎丸地内まで及び同市西生来町字宮ノ前地内から同市末広町字中上地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　滋賀県近江八幡市浅小井町字川東、字八田及び字五郎丸、西生来町字金津、字宮ノ前、字福田及び字蒲生野口並びに末広町字中上地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、左岸・滋賀県近江八幡市浅小井町字三十三地内、右岸・同市浅小井町字中野地内から左岸・東近江市市辺町字狐塚地内、右岸・同市糠塚町地内までの延長9.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川淀川水系蛇砂川改修工事並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一級河川淀川水系蛇砂川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第２項の規定において、国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができるとされているところ、本件区間は、指定区間に指定されていることなどから、起業者である滋賀県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川淀川水系蛇砂川（以下「蛇砂川」という。）は、その源を滋賀県東近江市上二俣町地内の鈴鹿山脈の山麓に発し、滋賀県湖東地方の東近江市及び近江八幡市を東から西へ貫流し、左岸・近江八幡市浅小井町字三十三地内、右岸・同市浅小井町字中野地内で一級河川淀川水系西之湖（以下「西の湖」という。）に注ぐ流路延長21.44㎞、流域面積29.28㎢の河川であり、その流域は、西の湖から一級河川淀川水系琵琶湖へ注ぐ一級河川淀川水系長命寺川等の流域を含む流域面積約85.0㎢の長命寺川流域の東南部に位置している。

長命寺川流域は、近江八幡市及び東近江市の中心市街地を擁し、下流域にはＪＲ東海道新幹線、ＪＲ東海道本線及び一般国道８号等の幹線道路が横断する社会、経済上重要な地域であるが、蛇砂川の河道は蛇行し、天井川となっている上、河幅が狭小であることから流下能力が不足しており、昭和28年９月の台風13号をはじめ、昭和34年９月の伊勢湾台風及び昭和40年９月の台風24号などの洪水により、各地で堤防の決壊や溢水による浸水被害がたびたび発生している。近年においても、近江八幡市及び東近江市において、昭和61年７月には床上浸水４棟、床下浸水58棟、昭和63年６月には床上浸水２棟、床下浸水96棟、平成６年９月には堤防が決壊し、床下浸水９棟の浸水被害が発生している。

蛇砂川の治水対策は、昭和49年より進められてきており、現在は、平成22年７月に認可を受けた淀川水系東近江圏域河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）に基づき、10年に１回程度発生する降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指し、下流より順次河川改修が進められている。

本件事業は、河川整備計画に定める西の湖への放流量140㎥／秒を安全に流下させるため、河積の拡大を図る河川改修を行う事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、長命寺川流域における浸水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音・低振動機械を使用し、必要に応じて騒音・振動対策を実施することとしており、あわせて防じん対策として散水等を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で自然環境等への影響について調査及び検討を行ったところ、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、本件区間内の土地には、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているウツセミカジカ、準絶滅危惧種として掲載されているミクリ及びナリタヨコエビ、滋賀県版レッドデータブックに希少種として掲載されているカワセミ及びカイツブリ、分類上重要種として掲載されているアユ、その他重要種として掲載されているドンコなどが確認されている。起業者は、植物のミクリについては、状況に応じて専門家の助言を受けながら工事期間中一時的に移植し、植生の回復を図り、魚類等であるウツセミカジカ、ナリタヨコエビ、アユ及びドンコについては、工事中の濁水を軽減する処置を行うとともに河道内に瀬や淵を創出し、生息環境を回復または創出するなどの保全措置を講ずることとしている。鳥類で